

・解答

	借方科目	金額	貸方科目	金額
1	(試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除)			
2	当座預金	100,000,000	資本金	50,000,000
	創立費	300,000	資本準備金	50,000,000
3	買掛金	300,000	当座預金	300,000
			仕入割引	9,000
4	(試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除)			
5	建物	10,000,000	建設仮勘定	2,000,000
			当座預金	8,000,000

・解説

1. (試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除)

2. 設立時の新株発行に関する問題です。

本問のように「**会社法に規定する最低限度額を資本金に計上することとした**」という指示がある場合は、払込金額総額から資本金組み入れの最低額（＝払込金額の二分の一）を差し引いた額を資本準備金として処理します。

実際に計算する場合は払込金額総額 100,000,000 円（＝2,000 株×50,000 円/株）を 2 で割って、それぞれを資本金勘定・資本準備金で処理するだけです。

■会社法・445 条 2 項…前項の払込み又は給付に係る額の二分の一を超えない額は、資本金として計上しないことができる。

■会社法・445 条 3 項…前項の規定により資本金として計上しないこととした額は、資本準備金として計上しなければならない。

なお、最低組み入れ額の規定はあくまでも「できる」規定なので、必ずしも二分の一が強制されるわけではありません。問題文に指示がある場合にのみ適用されるものなので注意してください。

また、創立費とは設立登記までに要した費用をいい、発起人への報酬や定款作成に係る諸費用などがこれに該当します。本問は、問題文に「**設立準備のために発起人が立て替えていた諸費用 円 300,000 を小切手を振り出して支払った**」とあるので、創立費で費用処理します。

新株発行に関する問題は、第 114 回の問 1や第 122 回の問 1、第 127 回の問 1、第 130 回の問 4、第 131 回の問 4、第 133 回の問 4、第 137 回の問 4、第 140 回の問 1、第 143 回の問 3、第 146 回の問 4でも出題されているので、あわせてご確認ください。

3. 仕入割引に関する問題です。

商品仕入時の契約により、所定の期日内に掛け代金を支払った場合に、一定額の割り引き（キャッシュバック）を受けられることがあります。

本問の場合は、問題文の「仕入日より1週間以内に支払う場合は、代金の3%を割り引く」という条件を満たすことにより、3%の割り引きを受けることができます。

なお、仕訳自体はとても簡単です。返済額の3%の9,000円（＝300,000円×3%）を仕入割引で処理するとともに、残額の291,000円（＝300,000円－9,000円）の支払いを当座預金で処理します。

仕入割引に関する問題は、第109回の問4や第142回の問4、第148回の問1でも出題されているのであわせてご確認ください。毎回ほとんど同じ形式で出題されています。

4. （試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除）

5. 固定資産の取得に関する問題です。

本問のように、建設中に建物代金の一部を支払った場合には、建設仮勘定を計上して支出額を記録しておき、建設完了・引渡時に建物に振り替えます。

☆参考・工事代金の一部を前払いしたときの仕訳

（借）建設仮勘定 2,000,000 / （貸）現金など 2,000,000

★解答・建設完了&引渡時の仕訳

（借）建物 10,000,000 / （貸）建設仮勘定 2,000,000
（貸）当座預金 8,000,000

固定資産の取得に関する問題は、第101回の問3や第118回の問5、第125回の問4、第128回の問1、第131回の問3、第139回の問1、第139回の問5、第141回の問2、第145回の問1、第147回の問1、第150回の問2でも出題されているので、あわせてご確認ください。